

産業廃棄物の処理方法

—分類—

—主な品目—

—処理方法—

プラスチック類



弁当・カップめんの容器・ラップ類やトレー・ビニール袋・発泡スチロールなど

金属類



刃物類・スプレー缶・金具類など

ガラス・陶磁器類



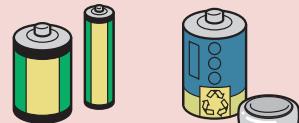
コップ等のガラス類・陶磁器類・蛍光灯(※1)など

※1 蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。

産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理をしてください。

環境センターへ搬入することはできません。

電池



乾電池・ボタン電池や充電池など

※電池は専業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。

※ボタン電池や充電池はリサイクルしてください。

エアコン・冷蔵（凍）庫・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。

家電製品



家電リサイクル法で定められている4品目(①エアコン
②冷蔵(凍)庫③テレビ④洗濯機・衣類乾燥機)



上記以外の家電製品(パソコン・掃除機・携帯電話など)

産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。環境センターへ搬入することはできません。

その他



机、椅子、ロッカー、ソファなど(木製品を除く)

産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理をして下さい。環境センターへ搬入することはできません。